

認定こども園に移行する市立幼稚園の選定基準

1 就学前教育・保育の充実

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市においても、子ども・子育て支援新制度の主旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。

認定こども園を新設する場合は、幼保連携型認定こども園としての整備を基本とし、既存の市立幼稚園については、教育・保育等の量の見込みを踏まえ、各中学校区内で1園、認定こども園への移行を促進します。なお、市立保育所に隣接する市立幼稚園については、施設を一体的に活用し、幼保連携型認定こども園として整備します。

※明石市子ども・子育て支援事業計画より抜粋

(2) 認定こども園移行の予定

平成28年度 市立幼稚園と市立保育所を一体的活用した認定こども園化
(1箇所)

平成29～30年度 市立幼稚園の認定こども園化(中学校区に1箇所、計12箇所)

平成31年度以降 ニーズに合わせて市立幼稚園の認定こども園化の拡大

2 認定こども園移行幼稚園の選定基準(案)

1	余裕教室がある
2	預かり保育を実施している
3	校区の就学前児童数が多い